

# 青森県報

号外第十八号

令和四年  
三月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

○令和四年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領……………(財政課)…1

## 告示

### 青森県告示第百八十一号

令和四年二月青森県議会第三百九回定例会の議決を経た令和四年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 令和4年度青森県一般会計予算

令和4年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ733,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の

目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

### 第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	項目	金額
千円	千円		千円
1	県	税	144,936,399
1	県	民 税	37,268,716
2	事	業 税	26,540,785
3	地	方 消 費 税	27,543,629
4	不	動 産 取 得 税	1,740,409
5	た	ば こ 税	1,617,131
6	ゴ	ル フ 場 利 用 税	142,733
7	軽	油 引 取 税	13,152,782
8	自	動 車 税	17,337,890
9	釧	区 税	2,007
10	固	定 資 産 税	15,570
11	核	燃 料 物 質 等 取 扱 税	19,480,420
12	狩	猟 税	3,800
13	産	業 廃 棄 物 税	81,464



1	社 会 福 祉 費	63,355,725	3	河 川 海 岸 費	12,154,399
2	児 童 福 祉 費	25,896,089	4	港 灣 費	2,885,497
3	生 活 保 護 費	7,816,688	5	都 市 計 画 費	4,113,028
4	社 会 保 険 助 費	13,530,004	6	空 港 費	2,351,581
5	災 害 保 健 費	63,554	7	住 宅 費	1,422,780
4	環 境 保 健 費	59,832,892	9	警 察 費	31,343,716
1	公 衆 衛 生 費	43,237,710	1	警 察 管 理 費	27,818,873
2	環 境 衛 生 費	3,336,854	2	警 察 活 動 費	3,524,843
3	保 健 所 費	1,434,577	10	教 育 費	129,917,210
4	医 薬 策 費	5,221,672	1	教 育 総 務 費	12,850,528
5	公 害 対 策 費	1,409,296	2	小 学 校 費	42,686,959
6	自 然 保 護 費	256,666	3	中 学 校 費	26,933,925
7	病 院 費	3,680,590	4	高 等 学 校 費	31,085,591
8	大 学 費	1,255,527	5	特 別 支 援 学 校 費	11,586,369
5	勞 働 政 策 費	2,212,551	6	社 会 教 育 費	2,401,493
1	勞 働 訓 練 費	571,571	7	保 健 体 育 費	2,372,345
2	職 業 委 員 会 費	1,552,553	11	災 害 復 旧 費	4,273,563
3	勞 働 委 員 会 費	88,427	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	732,417
6	農 林 水 産 業 費	46,391,936	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,541,146
1	農 業 費	9,397,451	12	公 債 費	102,573,726
2	り 心 振 興 費	577,776	1	公 債 費	102,573,726
3	畜 産 業 費	2,030,079	13	諸 支 出 金	62,270,270
4	農 地 費	17,521,560	1	地 方 消 費 税 清 算 金	27,997,541
5	林 業 費	4,608,612	2	利 子 割 交 付 金	87,016
6	水 産 業 費	12,256,458	3	配 当 割 交 付 金	266,551
7	商 工 業 費	90,222,158	4	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	360,698
1	商 工 費	71,112,407	5	法 人 事 業 税 交 付 金	1,969,206
2	観 光 費	2,394,630	6	地 方 消 費 税 交 付 金	30,959,777
3	大 規 模 開 発 費	16,715,121	7	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	104,884
8	土 木 管 理 費	63,371,787	8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	1
1	土 道 橋 梁 費	2,955,354	9	環 境 性 能 割 交 付 金	524,595
2	土 道 橋 梁 費	37,489,148	10	利 子 割 精 算 金	1

14	子 備 費	子 備 費	出 合 計
1	歳	出	計
			733,300,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
令和4年度八戸合同庁舎整備事業アトバイサリ一業務委託代金	令和5年度		12,980
令和4年度防災情報ネットワーク更新業務委託代金	令和5年度		902,000
令和4年度獣医師修学資金貸付	令和5年度から令和6年度まで		4,320
青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害対策給付金	令和4年度		3,000,000
令和4年度医師修学資金貸付	令和5年度から令和9年度まで		27,000
令和4年度看護師等修学資金貸付	令和5年度から令和6年度まで		13,488
令和4年度離職者等再就職訓練事業委託代金	令和5年度から令和6年度まで		271,161
令和4年度農業近代化資金の利子補給	令和5年度から令和20年度まで	利子補給対象借入資金限度額1,200,000 利子補給率年0.6%から1.3%	100,000
令和4年度農業経営負担軽減支援資金の利子補給	令和5年度から令和20年度まで	利子補給対象借入資金限度額100,000 利子補給率年1.3%	16,044
令和4年度宮農大畜産部畜産研究施設整備事業費補助	令和5年度		552,792
令和4年度農地中間管理機構の農地売買(一般タキフ)に伴う農用地購入資金	令和4年度から令和6年度まで		31,748
令和4年度農地中間管理機構の農地売買(担い手支援)に伴う農用地購入資金	令和4年度から令和6年度まで		284,245

令和4年度基幹水利施設アトクマシステム事業工事代金	令和5年度		110,000
令和4年度農業水利施設保全合理化事業工事代金	令和5年度		340,000
令和4年度農業水路等長寿命化・防災減災事業工事代金	令和5年度から令和7年度まで		851,000
令和4年度農山漁村地域整備交付金事業工事代金	令和5年度から令和6年度まで		450,000
令和4年度中山間地域総合整備事業工事代金	令和5年度から令和6年度まで		320,000
国営平川二期地区事業費負担償還金	令和5年度から令和20年度まで		310,691
令和4年度漁業近代化資金の利子補給	令和5年度から令和24年度まで	利子補給対象借入資金限度額1,200,000 利子補給率年0.7%から1.3%	150,000
令和4年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和5年度から令和19年度まで	利子補給対象借入資金限度額50,000 利子補給率年1.3%	50,000
令和4年度漁業経営再建資金利子補給	令和5年度から令和14年度まで	利子補給対象借入資金限度額200,000 利子補給率年0.15%	200,000
令和4年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	令和5年度から令和14年度まで	利子補給対象借入資金限度額50,000 利子補給率年0.65%から1.3%	50,000
令和4年度誘致企業本社機能移転促進費補助	令和4年度から令和5年度まで		30,000
令和4年度むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	令和4年度から令和5年度まで		55,000
令和4年度IT・コネクティブセンター関連産業立地促進費補助	令和4年度から令和8年度まで		227,500
令和4年度青森県産業立地促進費補助	令和4年度から令和13年度まで		3,000,000
令和4年度八戸三沢線橋梁補修事業(尻内橋)工事代金	令和5年度		487,500
令和4年度国道394号橋梁補修事業(城ヶ倉大橋)工事代金	令和5年度		25,000
令和4年度青森浪岡線橋梁補修事業(空港浪岡橋)工事代金	令和5年度		150,000

令和4年度黒石藤崎線橋梁補修事業(川部跨線橋)工事代金	令和5年度	200,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	自然公園施設整備事業	65,000
令和4年度国道101号橋梁補修事業(美濃捨橋)工事代金	令和5年度	150,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	道路事業	12,882,000
令和4年度国道101号道路改築事業(板橋新迫良瀬橋)工事代金	令和5年度	198,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	空港事業	399,000
令和4年度五所川原黒石線道路改築事業(梅田橋)工事代金	令和5年度	225,600	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	公園事業	210,000
令和4年度十川広域河川改修事業工事代金	令和5年度	39,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	警察施設整備事業	329,000
令和4年度白根市川環状線都市計画街路事業工事代金	令和5年度から令和6年度まで	2,909,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	交通安全施設整備事業	364,000
令和4年度青森空港スノーゾラゾ購入費	令和5年度	44,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	高等学校整備事業	1,652,000
令和4年度定時制通信制修学奨励金貸付	令和5年度から令和7年度まで	4,656	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	特別支援学校整備事業	96,000
令和4年度青森県立盲学校・青森聾学校併設校舎改築設計業務委託代金	令和5年度から令和6年度まで	202,953	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	公営住宅建設事業	411,000
令和4年度黒石養護学校移転改修設計業務委託代金	令和5年度から令和6年度まで	76,379	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	過年発生補助災害復旧事業	57,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法		
港湾事業	529,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	現年発生国直轄災害復旧事業	133,000
河川事業	3,355,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	現年発生国直轄災害復旧事業	328,000
海岸事業	372,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	不法投棄産業廃棄物対策事業	651,606
農業農村整備事業	3,092,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	老人福祉施設整備事業	32,000
災害関連事業	1,512,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	学校教育施設等整備事業	34,000
治水事業	566,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	三内丸山遺跡史跡整備事業	53,000
都市計画事業	307,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	ねむのき会館改築事業	1,108,000
林道事業	428,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	砂防事業	813,000
漁業	100,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	警察本部庁舎耐震・長寿命命強化改修事業	694,000
	3,395,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	自然災害防止事業	2,610,000
		普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	県道等整備事業	32,000
		普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	自治研修所改修事業	170,000
		普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	合同庁舎等整備事業	69,000
		普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	アピオあおり改修事業	

令和4年度黒石藤崎線橋梁補修事業(川部跨線橋)工事代金	令和5年度	200,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	自然公園施設整備事業	65,000
令和4年度国道101号橋梁補修事業(美濃捨橋)工事代金	令和5年度	150,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	道路事業	12,882,000
令和4年度国道101号道路改築事業(板橋新迫良瀬橋)工事代金	令和5年度	198,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	空港事業	399,000
令和4年度五所川原黒石線道路改築事業(梅田橋)工事代金	令和5年度	225,600	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	公園事業	210,000
令和4年度十川広域河川改修事業工事代金	令和5年度	39,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	警察施設整備事業	329,000
令和4年度白根市川環状線都市計画街路事業工事代金	令和5年度から令和6年度まで	2,909,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	交通安全施設整備事業	364,000
令和4年度青森空港スノーゾラゾ購入費	令和5年度	44,000	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	高等学校整備事業	1,652,000
令和4年度定時制通信制修学奨励金貸付	令和5年度から令和7年度まで	4,656	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	特別支援学校整備事業	96,000
令和4年度青森県立盲学校・青森聾学校併設校舎改築設計業務委託代金	令和5年度から令和6年度まで	202,953	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	公営住宅建設事業	411,000
令和4年度黒石養護学校移転改修設計業務委託代金	令和5年度から令和6年度まで	76,379	令和5年度から	9.0%	公共資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都合により年度変更ができる。	過年発生補助災害復旧事業	57,000

防災情報ネットワーク更新事業	895,000
県民福祉プラザ施設整備事業	226,000
青森福祉庁舎設備改修事業	36,000
療育福祉・医療療育センター改修事業	15,000
白神山地ビクターセンター改修事業	54,000
管農高等学校施設整備事業	137,000
県立美術館設備改修事業	96,000
体育施設整備事業	169,000
総合学校教育センター施設整備事業	34,000
臨時財政対策債	9,716,000
公有林整備事業	26,000
計	49,511,606

令和4年度青森県公債費特別会計予算

令和4年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,787,332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項	金 額
款		千円

繰 入 金	110,756,332
1 一般会計繰入金	102,418,225
2 基金繰入金	8,338,107
繰 入 合 計	30,031,000
繰 出 合 計	30,031,000
繰 出 合 計	140,787,332

第2表 地方債

1 公 債 費	140,787,332
1 公 債 費	140,787,332
歳 出 合 計	140,787,332

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
一般会計借換債	30,031,000	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	30,031,000	／	／	／

令和4年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

令和4年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,017,197千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。  
(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	合計
1 使用料及び手数料 1 使用料 2 財産収入 1 財産運用収入 1 雑入 1 一般会計繰入金 1 繰越金 1 雑収入 1 県預金利息 2 受託事業収入 3 雑入 歳入合計	1 療育福祉・医療療育センター費 1 あすなろ療育福祉センター費 2 さわらび療育福祉センター費 3 はまなす医療療育センター費 1 公債費 1 公債費	2,017,037 777,456 369,285 870,296 160 160 2,017,197

2,017,197

令和4年度青森県港湾整備事業特別会計予算

令和4年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ397,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳出	合計
1 分担金及び負担金 1 負担金 2 使用料及び手数料 1 使用料 3 繰越金 1 繰越金 4 雑収入 1 雑収入 歳入合計	1 港湾整備事業費 1 青森港整備事業費 2 八戸港整備事業費 3 津軽港整備事業費	17,759 17,759 372,257 372,257 1 1 7,283 7,283 397,300

4	大湊港整備事業費	1,678
2	公債費	113,554
1	公債費	113,554
3	繰出金	74,497
1	一般会計繰出金	74,497
	歳出合計	397,300

令和4年度青森県証紙特別会計予算

令和4年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,216,465千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	千円	
1	証紙管理収入	2,131,717
1	証紙取扱収入	2,131,717
2	繰入金	84,747
1	一般会計繰入金	84,747
3	繰越金	1
1	繰越金	1
	歳入合計	2,216,465
歳出	項	金額
款	千円	
1	証紙管理取扱費	2,216,465
1	証紙取扱費	2,216,465
	歳出合計	2,216,465

令和4年度青森県管理特別会計予算

令和4年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ323,865千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額
款	千円	
1	繰越金	1
1	繰越金	1
2	諸収入	323,864
1	管理費収入	323,864
	歳入合計	323,865
歳出	項	金額
款	千円	
1	管理費	323,865
1	管理費	323,865
	歳出合計	323,865

令和4年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和4年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ538,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	金額 千円
1 財産収入	188,000	
1 財産売却収入	188,000	
2 雑収入	350,000	
1 一般会計繰入金	350,000	
歳入合計	538,000	

歳出	金額 千円
1 土木費	538,000
1 道路橋梁費	538,000
歳出合計	538,000

令和4年度青森県駐車場事業特別会計予算

令和4年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,242千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	金額 千円
1 使用料及び手数料	30,296
1 使用料	30,296
2 財産収入	152

財産運用収入	金額 千円
1 財産越え金	152
3 繰越金	1
1 繰越	1
4 諸収入	5,793
1 県預金	1
2 雑収入	5,792
歳入合計	36,242

歳出	金額 千円
1 駐車場事業費	17,768
1 県営駐車場運営費	15,166
2 地下駐車場運営費	2,602
2 公債費	1
1 公債	1
3 繰出金	18,473
1 一般会計繰出金	18,473
歳出合計	36,242

令和4年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

令和4年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,203,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,560,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	4,837,819
1	1 使用料	4,837,819
2	国庫支出金	73,738
1	1 国庫補助金	73,738
3	繰入金	791,249
1	1 一般会計繰入金	791,249
4	雑収入	73,738
1	1 雑収入	73,738
5	県債	1,427,000
1	1 県債	1,427,000
	合計	7,203,544

歳出

款	項	金額 千円
1	鉄道施設事業費	5,413,495
1	1 鉄道施設管理費	5,413,495
2	公債費	1,790,049
1	1 公債費	1,790,049
	合計	7,203,544

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
鉄道施設事業債	422,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合には、その他の協定、県財政の都又は借り年限変更、更に償還又は償換することができる。
借換債	1,005,000			

計 1,427,000

令和4年度青森県国民健康保険特別会計予算

令和4年度青森県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,151,838千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1	分担金及び負担金	36,273,135
1	1 負担金	36,273,135
2	国庫支出金	38,193,375
1	1 国庫負担金	25,211,077
2	2 国庫補助金	12,982,298
3	前期高齢者交付金	39,676,189
1	1 前期高齢者交付金	39,676,189
4	共同事業費交付金	252,159
1	1 共同事業費交付金	252,159
5	財産収入	101
1	1 財産運用収入	101
6	繰入金	11,756,876
1	1 一般会計繰入金	8,455,837
2	2 基金繰入金	3,301,039
7	繰越金	1
1	1 繰越金	1

8 諸 収 入	2	
1 保険給付費等交付金返還金	1	
2 県 預 金 利 子	1	
歳 入 合 計		126,151,838

歳 出		
款 項	金 額	千 円
1 国民健康保険事業費	126,151,620	
1 運 営 費	185,625	
2 国民健康保険事業費交付金等	125,894,809	
3 財政安定化基金積立金	101	
4 諸 支 出 金	71,085	
2 公 債 費	218	
1 公 債 費	218	
歳 出 合 計	126,151,838	

令和 4 年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 4 年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ467,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款 項	金 額	千 円
1 繰 入 金	15,694	
1 一般会計繰入金	15,694	
2 繰 越 金	233,670	
1 繰 越 金	233,670	
3 諸 収 入 金	218,162	
1 県 預 金 利 子	218,157	
2 貸付金元利収入	4	
3 雑 入		
歳 入 合 計	467,526	

款 項 金 額 千 円

1 母子父子寡婦福祉資金貸付費 467,526

1 母子父子寡婦福祉資金貸付費 467,526

歳 出 合 計 467,526

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千 円
令和 4 年度母子福祉資金貸付金	令和 5 年度から 令和 7 年度まで		88,434
令和 4 年度父子福祉資金貸付金	令和 5 年度から 令和 7 年度まで		38,328
令和 4 年度寡婦福祉資金貸付金	令和 5 年度から 令和 7 年度まで		5,244

令和 4 年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和 4 年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,173,968千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」



1	貸付勘定金	50,000
1	1 貸務勘定	50,000
2	業務勘定	1,776
1	1 取扱事務費	1,776
歳	出 合 計	51,776

令和4年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和4年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,292千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	項	金額 千円
1	1	貸付勘定収入	130,000
	1	1 繰越収入	83,890
	2	2 繰越収入	46,110
2	1	業務勘定収入	2,292
	1	1 繰越収入	2,288
	2	2 繰越収入	1
	3	3 繰越収入	3
歳	入	合 計	132,292

令和4年度青森県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院

(1)	病 床 数	684床
(2)	年 間 患 者 数	474,598人
イ	入 院 患 者 数	181,554人
ロ	外 来 患 者 数	293,044人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	497人
イ	入 院 患 者 数	1,206人
ロ	外 来 患 者 数	
(4)	建 設 改 良	
イ	病 院 工 事	430,000千円
ロ	資 産 購 入	1,305,654千円
ハ	リ ー ス 資 産 購 入	443,840千円
2	青森県立つくしが丘病院	
(1)	病 床 数	230床
(2)	年 間 患 者 数	71,864人
イ	入 院 患 者 数	41,975人
ロ	外 来 患 者 数	29,889人
(3)	一 日 平 均 患 者 数	115人
イ	入 院 患 者 数	123人
ロ	外 来 患 者 数	
(4)	建 設 改 良	
イ	病 院 工 事	25,597千円
ロ	資 産 購 入	43,438千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収益的収入及び支出)	収 入
	132,292

歳	出	項	金額 千円
1	1	貸付勘定	130,000
	1	1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
2	1	業務勘定	2,292
	1	1 取扱事務費	2,292
歳	出	合 計	132,292

第1款 中央病院事業収益	27,975,106千円
第1項 医業収益	23,132,258千円
第2項 医業外収益	4,842,848千円
第2款 つくしが丘病院事業収益	1,924,447千円
第1項 医業収益	1,226,001千円
第2項 医業外収益	698,446千円

支 出

第1款 中央病院事業費用	28,403,946千円
第1項 医業費用	27,963,547千円
第2項 医業外費用	430,399千円
第3項 予備費	10,000千円
第2款 つくしが丘病院事業費用	2,055,513千円
第1項 医業費用	2,046,557千円
第2項 医業外費用	7,956千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,074,734千円は損益勘定留保資金1,074,734千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 中央病院資本的収入	2,296,313千円
第1項 負担金	623,313千円
第2項 企業債	1,673,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的収入	118,888千円
第1項 負担金	51,888千円
第2項 企業債	67,000千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	3,369,150千円
第1項 建設改良費	2,179,494千円

第2項 企業債償還金	1,089,656千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	100,000千円
第2款 つくしが丘病院資本的支出	120,785千円
第1項 建設改良費	69,035千円
第2項 企業債償還金	51,750千円

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事 業 名	総 額 千円	年 度	年割額 千円
1 中央病院資本的支出	1 建設改良費	129,000	令和4年度	24,500
			令和5年度	104,500
(企業債)	1 建設改良費	156,000	令和4年度	3,200
			令和5年度	152,800
			令和5年度	152,800

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	1,673,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条 件による。他の場合は、知事が借 入先と協議の上定める。都府県に ただし、県財政の都合により 年変更、繰上償還又は借 換することができる。
計	1,740,000	／	／	／

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医療費用と医業外費用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 13,350,746千円
- (2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,372,000千円と定める。

令和4年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事業量 110,424.714立方メートル
- イ 年間総給水量
- ロ 給水事業所数 10事業所
- ハ 一日平均給水量 302,533立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 工業用水道事業収益 898,055千円
- 第1項 営業収益 896,427千円
- 第2項 営業外収益 1,628千円

支出

- 第1款 工業用水道事業費用 826,342千円
  - 第1項 営業費用 776,644千円
  - 第2項 営業外費用 39,698千円
  - 第3項 予備費 10,000千円
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本

的支出額に對し不足する額123,448千円は建設改良積立金25,388千円、損益勘定留保資金95,522千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,538千円で補てんするものとする。)

支出

- 第1款 資本的支出 123,448千円
- 第1項 建設改良費 27,926千円
- 第2項 企業債償還金 (一時借入金) 95,522千円

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければならない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 148,580千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,231千円と定める。

令和4年度青森県下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度青森県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 青森県流域下水道 278,180人
- (1) 処理人口
- (2) 一日平均処理水量 123,207立方メートル
- (3) 建設改良
- イ 下水道工事 1,591,584千円

口 資 産 購 入 3,616千円

2 青森県十和田湖特定環境保全公共下水道

- (1) 処 理 人 口 15,287人
  - (2) 一 日 平 均 処 理 水 量 1,672立方メートル
  - (3) 建 設 改 良
- イ 下 水 道 工 事 183,904千円
- ロ 資 産 購 入 1,536千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 流域下水道事業収益
  - 第1項 営 業 収 益 4,610,819千円
  - 第2項 営 業 外 収 益 2,282,415千円
- 第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業収益
  - 第1項 営 業 収 益 2,328,404千円
  - 第2項 営 業 外 収 益 357,447千円

支 出

- 第1款 流域下水道事業費用
    - 第1項 営 業 費 用 4,602,047千円
    - 第2項 営 業 外 費 用 4,476,557千円
  - 第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業費用
    - 第1項 営 業 費 用 125,490千円
    - 第2項 営 業 外 費 用 355,875千円
- (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,344千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,344千円で補てんするものとする。）。

収 入

- 第1款 流域下水道資本的収入 2,113,588千円
- 第1項 企 業 債 371,000千円

- 第2項 負 担 金 895,388千円
- 第3項 補 助 金 847,200千円
- 第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的収入 185,440千円
  - 第1項 負 担 金 121,340千円
  - 第2項 補 助 金 64,100千円

支 出

- 第1款 流域下水道資本的支出 2,122,360千円
  - 第1項 建 設 改 良 費 1,595,200千円
  - 第2項 企 業 債 償 還 金 527,160千円
- 第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的支出 187,012千円
  - 第1項 建 設 改 良 費 185,440千円
  - 第2項 企 業 債 償 還 金 1,572千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額 千円
令和4年度岩木川流域下水道事業工事代金	令和5年度		294,000
岩木川浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業費	令和5年度から令和27年度まで		12,636,155
令和4年度十和田湖特定環境保全公共下水道事業工事代金	令和5年度		104,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	371,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通案件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、県政の都政に借換することができる。

計 371,000 / / /

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職 員 給 与 費

40,320千円

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円